

定期報告書の提出について

家畜の所有者は、毎年、家畜の頭羽数や衛生管理の状況等を県知事に報告することが、家畜伝染病予防法により義務付けられています。

令和5年2月1日時点の、状況の報告をお願いします。

※令和4年2月1日時点の報告をいただき、現時点で未報告の方に再案内しております。すでに飼養を中止されている場合は、その旨をご連絡下さい。

<p>報告対象者・提出期限</p>	<p>以下の家畜を<u>1頭（羽）以上飼養する者</u></p> <p>1 牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚（ミニブタ含む。）、いのしし 【提出期限】 令和5年4月15日まで</p> <p>2 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう、エミュー 【提出期限】 令和5年6月15日まで</p>
<p>報告内容</p>	<p>○ 定期報告書（飼養家畜の種類、頭羽数、畜舎等の数） ○ 県独自調査様式（小規模）</p> <p>《牛を飼われている方は、上の2つの他に》 ○ 定期報告の取り扱いに関する同意書</p>
<p>提出先等</p>	<p>1 郵送もしくはFAXの場合 〒523-0813 近江八幡市西本郷町226-1 滋賀県家畜保健衛生所 FAX 0748-37-4821 (FAXの場合は必ず、自宅で原本を保管しておいてください)</p> <p>2 メールの場合 ge37@pref.shiga.lg.jp</p>

定期報告書の様式等は、家畜保健衛生所のホームページで確認いただけます。

検索 「滋賀県 定期報告 家畜」

問い合わせ先	滋賀県家畜保健衛生所	TEL 0748-37-7511
	滋賀県農政水産部畜産課	TEL 077-528-3853